

■横浜市における交通計画策定の経緯

H17. 7～19. 3 横浜の新しい交通政策検討委員会

H20. 3 横浜都市交通計画策定
H20. 7 横浜市交通政策推進協議会設置

H23. 12 鉄道部会、バス交通部会設置
H24. 12 地域交通部会設置
H25. 1 モビリティマネジメント推進部会設置

H23. 12～26. 1 次世代の総合的な交通体系検討会

H26. 2 横浜市における鉄道を軸とした
交通体系について

H28. 5 計画改定部会設置

H28. 7～30. 8 交通政策推進協議会 計画改定部会

H30. 10 横浜都市交通計画改定
【誰もが移動しやすい地域交通の実現】

地域公共交通計画の策定が努力義務化

H19. 3 横浜市地域公共交通会議設置

H19. 10 地域公共交通活性化再生法施行

H22. 12 中期4か年計画(2010～2013)
【次世代の総合的な交通体系の構築に向けた検討】

H25. 3 都市計画マスタープラン改定
【誰もが移動しやすい交通の実現】

H25. 12 交通政策基本法施行

H26. 11 改正活性化再生法施行

H26. 12 中期4か年計画(2014～2017)
【地域の公共交通維持・充実】

H28. 4 交通政策審議会答申(第198号)

H30. 10 中期4か年計画(2018～2021)
【地域交通の維持・充実】

R2. 11 改正活性化再生法施行

■横浜市における交通体系整備の経緯

平成6年 最寄り駅まで15分の交通体系整備の推進【ゆめはま2010プラン】
 交通事業者による鉄道路線(駅)整備、バス路線整備を促進
 (市は主に鉄道整備、道路整備(拡幅、交差点改良など)を推進)
【15分圏カバー率 74%(H9年度) → 約90%(H20年度)】

通勤・通学

平成14年 おでかけサポートバスモデル事業の推進【中期政策プラン】
 高齢化率が高く、山坂が多い地域へのバス路線新設に向けて、
 H15年から18年まで西区ハマちゃんバスを試験運行
【運行赤字への市の負担を中止】

主に高齢者

平成14年 道路運送法改正 乗合バス需給調整規則の廃止

平成19年 生活交通バス路線維持制度の創設
 <1>廃止によって駅から1km、他のバス停から300mの圏内から
 外れる地域が発生する路線。
 <2>最寄り駅まで15分圏内の達成人口が減少する路線。
【17路線(H19年度) → 15路線(R1年度、補助額3億7,614万円)】

限定的

平成17年 横浜市地域まちづくり推進条例施行(地域主体の取組を支援)

平成19年 地域交通サポート事業の推進
 地域からの発意に基き、地域の交通を確保するため、市は実証
 運行等の支援を行う
【R1年度支援メニュー拡大】

地域の発意

平成27年 道路運送法改正 自家用有償運送(第79条による登録)
 事前に登録された障害者や介護認定者を対象として、NPO等の
 事業主体が有償で運送する
**【H28年1月に本市は福祉有償運送の登録事務を国から権限委譲
 本市は公共交通空白地有償運送の条件には該当しない】**

要援護者限定

平成30年 横浜都市交通計画の改定
 タクシーの活性化、福祉ニーズと連携した移動サービスの提供を
 新たに追加(ICTを活用した配車サービス、社会福祉法人による
 無償運送など)

輸送資源を総動員

令和2年 地域の交通・移動支援パンフレットの作成

令和2年 地域公共交通活性化再生法の改正
 「地域公共交通計画」の策定が努力義務化

事業者と協力 ↓ 一部公助 ↓ 地域と協働 ↓ 地域の共助 ↓ 公共交通に加え 地域の輸送資源を総動員



横浜市の交通政策を網羅的に記載



■地域公共交通計画の法定の記載事項

法定の記載事項	留意点
①基本的な方針 【法 § 5② I】 【基本方針二1(1)】	地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を記載。
②計画の区域 【法 § 5② II】 【基本方針二1(2)】	住民の通勤、通学、買物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とし、個別・局所的にならないよう留意。 市町村の行政区域中に複数の交通圏が存在する場合には、単独で又は他の地方公共団体と共同して、複数の地域公共交通計画の作成が可能。
③計画の目標 【法 § 5② III】 【基本方針二1(3)】	可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する必要がある。 ※目標(定性的な記載) 地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示することが重要。 ※数値指標(定量的に設定)及び選定した理由 ※目標値・具体の数値・年次、及び選定した理由
④事業・実施主体 【法 § 5② IV】 【基本方針二1(4)】	計画区域における地域公共交通を一体的に計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像を明記することが重要。
⑤達成状況の評価 【法 § 5② V】 【基本方針二1(5)】	達成状況の評価時期は原則として、毎年度、計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行うこととする。
⑥計画期間 【法 § 5② VI】 【基本方針二1(6)】	原則5年程度(ただし、計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定も可能)。
⑦その他、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項【法 § 5② VII】	

(国土交通省資料を基に作成)

【参考】横浜都市交通計画

基本方針1～3(市民生活の質向上につながる交通政策、都市の成長を支え魅力を高める交通政策など)

横浜市域

政策目標を記載
※定性的な記載であり、具体的な数値目標については未記載

※地域の交通・移動支援パンフレットに、バス、タクシー、その他の移動サービスについて記載

※政策目標ごとの主な施策・事業について、所管課に実施状況を確認

目標年次: 令和12(2030)年頃
※当初計画(平成20年3月)では「概ね5年経過後を基本に必要な見直し」とした

(横浜都市交通計画等を基に作成)

■法定協議会の概要

	法定協議会
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)
主宰者	地方公共団体 (市町村(複数可)又は都道府県)
目的	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象となる交通モード	多様な交通モード
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

(国土交通省資料を基に作成)

【参考】横浜市交通政策推進協議会

横浜市交通政策推進協議会 運営要綱

横浜市

- (1)公共交通を含め様々な交通施策のあり方とその方向性に関する事項
- (2)「横浜都市交通計画」などの本市交通施策の推進に関する事項
- (3)前号までに掲げるもののほか、事務局が必要と認める事項

多様な交通モード

- ・横浜国立大学教授
- ・市民
- ・横浜商工会議所
- ・東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
- ・東急電鉄株式会社、
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部
- ・国土交通省関東運輸局
- ・国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
- ・神奈川県警察本部
- ・横浜市都市整備局、道路局
- ・モビリティマネジメント推進部会長
- ・地域交通部会長
- ・バス交通部会長
- ・鉄道部会長

(協議会名簿等を基に作成)